

平成21年(行コ)第79号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

証拠説明書 13

2010(平成22)年4月19日

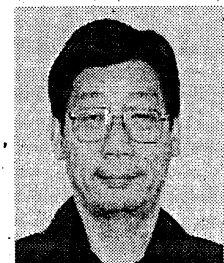
東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 大 木 一 俊

号証	証拠の標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲79	平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書/(抜粋)・写し	2007.3	(株)建設環境研究所	湯西川ダム建設予定地周辺では「レッドデータブックとちぎ」(甲84)に掲載されている種が多数確認されていること等。
甲80	2009年10月15日版朝日新聞の記事/ (抜粋)・写し	2009.10.15	朝日新聞	ダムの完成後の姿を見るとその自然破壊は想像以上のすさまじく、景観は一変し、そこに棲む動植物は壊滅的な影響を受けること。あるダムでは工事前はイヌワシをよく見かけたが、完成後は湖面を上空を人為的な環境変化に強いトビやカラスばかりが飛ぶようになったこと。環境影響評価去以前に計画されたダムはまともな環境影響評価がなされていないこと。クマタカなど貴重な動植物に

				対する対応も極めて不十分であること等。
甲81	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について /写し	1978. 07. 01	建設事務次官	湯西川ダム建設事業についての環境影響評価の根拠となった「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」の内容。
甲82 の1	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針における環境影響評価支援策について/写し	1978. 07. 01	建設事務次官	湯西川ダム建設事業についての環境影響評価の根拠となった「建設省所管事業環境影響評価支援策(案)」の内容。
甲82 の2	建設省所管事業環境影響評価支援策(案) /写し	1978. 07. 01	建設事務次官	
甲83	湯西川ダム環境影響評価書に関する意見書 /原本	2009. 08. 20	花輪伸一	湯西川ダム環境影響評価書は、現地調査が不十分で、使われている資料も古く、出典も明確でない等の問題を有していて、適正な環境影響評価としての前提を欠いているだけでなく、環境予測と評価が杜撰で科学的でない、環境保全対策の内容が乏しい等の問題を有しており、環境影響評価制度そのものを形骸化させるものであって、条理上及び生物多様性条約上の環境影響評価義務を尽くしたものとはいえないこと等。
甲84	証人調書 /写し	2009. 08	裁判所書記官簿 井浩子	同上
甲85	2005レッドデータブックとちぎ/(抜粋) 写し	2005. 3	栃木県	栃木県環境森林部自然保護課が、栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物についてリストアップした内容、赤下地区の風穴はじめ湯西川ダム予定地周辺にはここにリストアップされた多くの野生動植物が生息していること等。

市川 恭治 環境コンサルタント



2009.10.15 朝日

ダム其自然破壊 「戦略的環境アセス」全国に

私はこれまでダム開発に伴う環境アセスメントを何件か手がけてきた。今話題になっている八ツ場ダムや川辺川ダムも、当時の建設相が任意で行った自然環境調査の一部の項目を手伝ったことがある。

技術者としての反省を込めて言うと、大型ダム開発が生態系に及ぼす影響に対して、その予測や保全対策の技術は追いついていないのが現状だ。自分が環境アセスにかかわったいくつかのダムの完成後の姿を見ると、その自然破壊は想像以上のすさまじさだった。景観は一変し、そこに棲む動植物は壊滅的な影響を受ける。移動能力のある鳥類や哺乳類など一部の動物は影響を免れることもあるが、その能力がない生き物、特に植物は失われてしまう。

あるダムでは工事前はイヌワシをよく見かけたが、完成後は湖面上空を人為的な環境変化に強いトビやカラスばかりが飛んでいた。工事跡地には帰化植物が繁茂し、水没を免れたエリアでも、ダム湖出現による気象の微妙な変化でウチョウランなどの貴重な植物が消えた。

ダムの下流では、流量の減少や水質変化のため、魚類にも大きな影響が出る。ダムは川の流れを安定させるが、不安定な環境こそ生息できる生き物も多い。例えば河原特有の植物のカワラノギクは、年数回増水があるような不安定さが生育条件と

なっている。こうした失われる生き物には、レッドデータブック（環境省などが発行する絶滅のおそれのある種を示したリスト）の対象種が多く含まれている。

八ツ場ダムなど環境影響評価法（アセス法）の成立（97年）以前に計画されたダムは、ほとんどまともな環境アセスがなされていない。クマタカなど貴重な動植物に対する対応も、極めて不十分なままだ。

最近では、ダム完成後のモニタリング調査結果が蓄積されるようになったが、それを次のダム計画に生かす仕組みはない。そもそも環境アセスは開発を前提にしたものなので、問題点を指摘しても工事をストップさせることは困難なのが現実だ。

現在、国は「戦略的環境アセスメント」の法制化を検討中だ。事業の立案段階で環境への影響を調べ、結果によっては代替案の検討や事業中止もあり得る制度である。一部の自治体は独自に先行実施しているが、早急に全国的に導入すべきだ。現在見直し中のダム計画が143カ所ある。以前から提唱されてきた「時のアセス（長く停滞した公共事業の再評価）」に加え、戦略的環境アセスも適用し、客観的データに基づいて事業の是非を検討して、野生生物への影響を最小限にしてほしい。

来年、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開かれる。我が国も92年に同条約制定に加わり、95年に「生物多様性国家戦略」を閣議決定した。世界各地で失われつつある生き物を各国が協力して保全し、生物の多様性を維持する試みである。議長国としての日本の姿勢が問われる場となる。